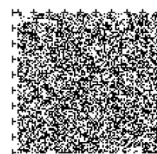


だい き え べ つ し ち い き ふ く し け い か く
第5期江別市地域福祉計画

がいようばん
【概要版】

れい わ ねん が つ
令和7(2025)年3月

かく つ う き よう むしやうていきやう
各ページに付いている右記のコードは、スマートフォン用に無償提供されている
ゆ に ほ い す しやう よ あ き
「Uni-Voiceアプリ」を使用して読み上げを聞くことができます。

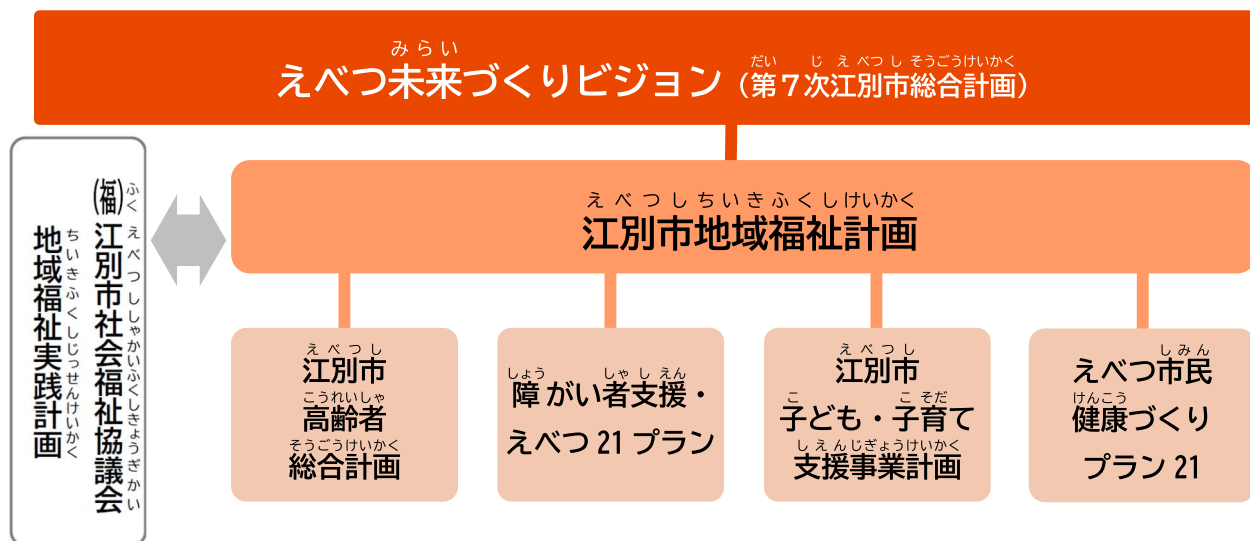


計画策定の趣旨

- 地域福祉計画とは、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域のさまざまな生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。
- 近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域のつながりの希薄化がみられ、家庭や地域の支えあいの基盤の弱まりが顕在化して、あらゆる世代の人々が、さまざまな困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況となっています。
- 令和3年10月の社会福祉法の改正では、地域福祉を推進し、地域共生社会を実現するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。また、成年後見制度の利用の促進や罪を犯した人が再び罪を犯さない社会を目指す再犯防止の推進など、誰もが地域で安心して暮らし続けられる社会の実現にむけて、国や地方公共団体が必要な支援を実施することなどが求められています。
- これらの状況を踏まえ、「江別市成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含した「第5期江別市地域福祉計画」を策定します。

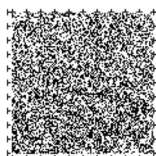
計画の位置付け

- 本計画は、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」との整合性を図りつつ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。



計画の期間

- 本計画は、令和7年度を初年度とし、第7次江別市総合計画に終期をあわせた令和15年度までの9年間を一期として策定したものです。



江別市における課題

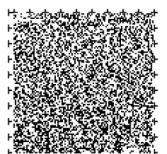
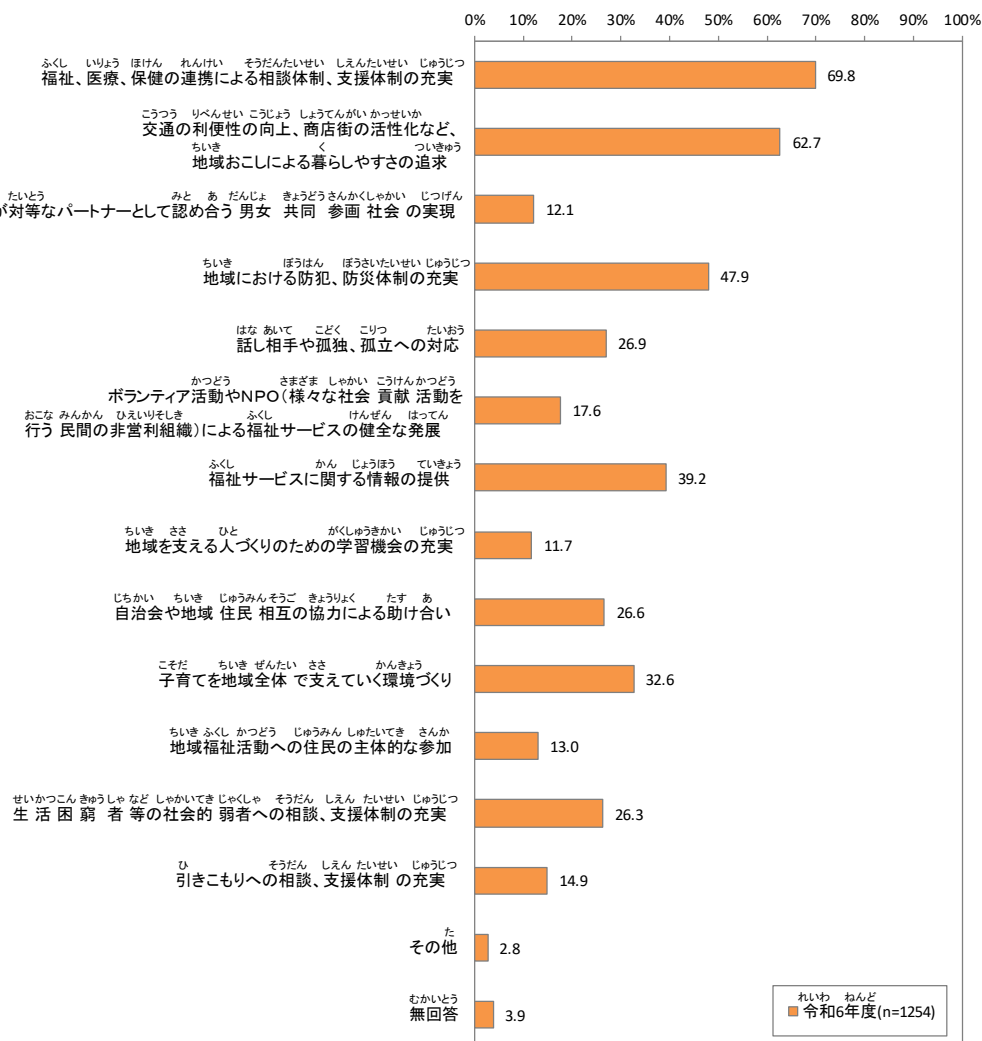
- 江別市の現状や市民アンケート調査結果から、江別市における地域福祉の推進に係る主な課題を3つ整理しました。

課題1 包括的な相談体制・支援体制の強化

- 市民アンケート調査結果では、住み慣れた地域で安心して生活していくために大切なこととして「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」という回答が最も多く、必要な人が漏れることなく適切な支援を受けられるよう、各分野の相談・支援機関や事業者、自治会や民生委員・児童委員といった地域住民など、多様な主体による連携を強化し、包括的な相談・支援体制づくりを進めていきます。

市民アンケート結果

(住み慣れた地域で、安心して暮らしていくには何が大切だと思いますか。)

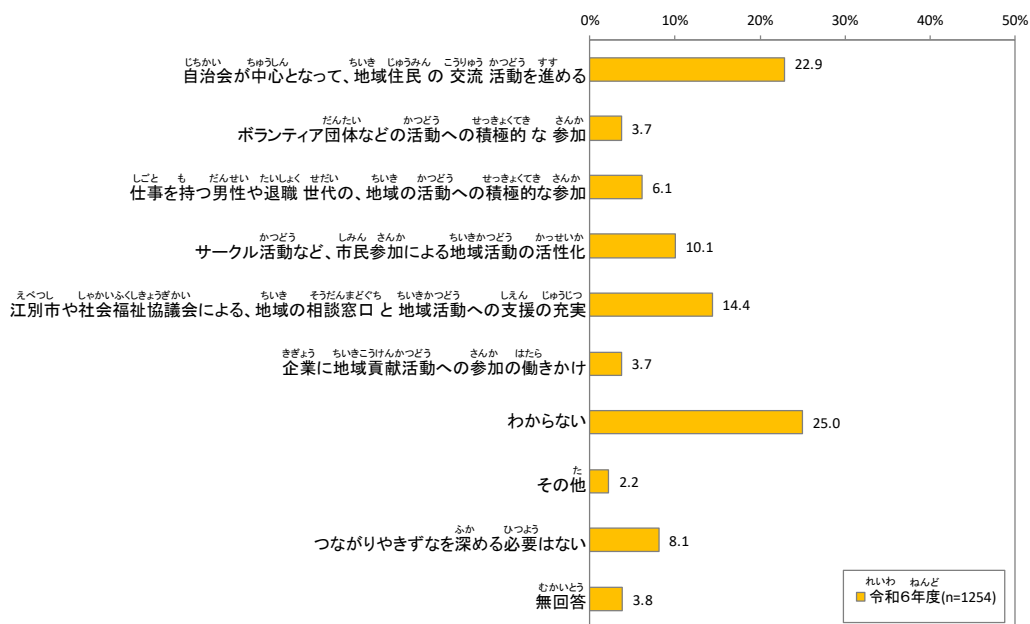


課題2 地域のつながりの強化と担い手の確保

- 市民アンケート調査結果では、近所付き合いの満足度は上がっていますが、地域で生活する上で、住民同士のお互いのつながりやきずなを深める必要はないと答えた方の割合が増加していることから、地域のつながりが希薄化している状況にあると考えられます。
- 地域活動の適切な情報提供や担い手の確保など、多様な住民同士が交流するためのきっかけ作りに取り組むことで、地域のつながりを強化し、地域で課題を抱えている人を支える仕組みづくりを進めていきます。

市民アンケート結果

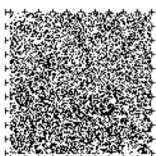
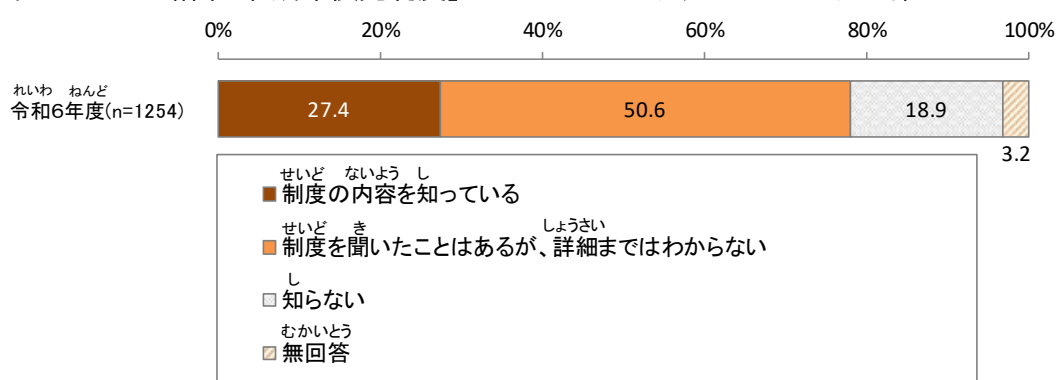
(地域で生活する上で住民同士のお互いのつながりやきずなを深めていくために最も必要なこと)



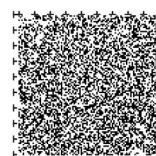
課題3 だれもが地域で生活し続けられる取組の推進

- 市民アンケート調査結果では、成年後見制度を「知らない」が約2割、「制度を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答が約5割となっており、制度について十分に知られていないのが現状です。
- 成年後見制度は、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域の一員として尊厳をもって生活できる地域社会をつくるための重要な手段の一つであるため、制度を広く周知し、市民生活の中に定着させられるよう取組を進めます。

市民アンケート結果（「成年後見制度」があることを、知っていますか。）



基本 理念	基本目標	基本施策
みんなでつくる 支えあいのまち	基本目標 1 だれもが 相談しやすい 仕組みづくり	基本施策 1 困りごとに対する 支援体制の充実 ①関係機関の連携促進と包括的な相談 体制の構築 ②社会とのつながりづくりを支援するた めの体制の充実 基本施策 2 福祉サービスについての 情報提供の充実 ①福祉サービスについての 情報提供の充実 ②苦情相談などの周知
	基本目標 2 お互いのくらしを 支えあう 地域づくり	基本施策 3 地域における 福祉活動の促進 ①自治会による地域福祉活動の促進 ②民生委員・児童委員の活動の促進 基本施策 4 ボランティア団体などの 活動促進 ①ボランティア団体などの情報発信 ②ボランティア団体などの活動基盤強化 基本施策 5 協働による 地域福祉体制の推進 ①地域における連携体制づくり ②企業や団体に対する地域貢献 活動への働きかけ 基本施策 6 福祉を担う人材の 確保・育成 ①担い手の掘り起しの推進 ②担い手の人材育成
	基本目標 3 地域福祉を推進する 環境づくり	基本施策 7 支えあい意識の醸成と 環境づくり ①地域のサロンや集いの場づくり ②若年期からの福祉体験の促進 ③大学との連携の促進 基本施策 8 地域で生活し続けられる 取組の推進 ①権利擁護の取組の推進 ②再犯防止の取組の推進 基本施策 9 安全・安心にくらせる 生活環境づくり ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン の推進 ②災害時に自力での避難が困難な方への 支援体制の整備



基本目標 1 だれもが相談しやすい仕組みづくり

きほんしざく

こま

たい

し えんたいせい

じゅうじつ

基本施策 1 困りごとに対する支援体制の充実

- 市民が抱える問題や困りごとがより複雑・複合化していることから、支援を必要とする人に身近で分かりやすい相談支援体制を充実させ、個々の事情に応じたさまざまな相談窓口が互いに連携しながら、包括的な相談体制を構築し、充実を図っていきます。
- すべての人が社会とのつながりを持続けられるよう、さまざまな制度や地域の社会資源を活用して、本人に合わせた社会参加を支援する体制づくりを進めていきます。

きほんしざく

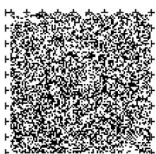
ふくし

じょうほうていきょう

じゅうじつ

基本施策 2 福祉サービスについての情報提供の充実

- 情報の入手方法が多様化していることから、今後も必要な人に必要な情報が届くよう、多様な情報発信の手法を検討しながら、情報提供の充実に努めます。
- 苦情内容の把握・検証を行い、サービスの改善に努めるとともに、苦情相談や苦情処理、問題解決のための仕組みや窓口を周知し、適切なサービスの提供が図られるよう働きかけていきます。



基本目標2 お互いのくらしを支えあう地域づくり

基本施策3 地域における福祉活動の促進

- 自治会活動の活性化を図るとともに、活動をするうえで必要な情報提供などを行いながら、自治会の自主的な活動を支援していきます。
- 民生委員・児童委員の活動が行いやすい環境をつくるため、研修等の実施を支援するとともに、活動内容の周知を進めながら、関係機関との更なる連携強化を図ります。また、民生委員・児童委員の担い手不足を解消するための取組を検討していきます。

基本施策4 ボランティア団体などの活動促進

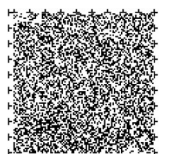
- ボランティア団体などの活動内容や活動者募集についてホームページ等に掲載するなど、複数の媒体を活用しながら情報提供を行うとともに新たな担い手や支援者の掘り起こしに繋がります。
- ボランティア団体の人材確保のための相談・活動紹介や補助金・助成金交付の情報提供など、活動基盤の強化を図るとともに、ボランティア団体が多様な活動に対応できるよう支援していきます。

基本施策5 協働による地域福祉体制の推進

- 地域住民が「我が事」として、支える側と支えられる側の区別なく地域福祉に参画できるよう互いの活動内容などを知る機会をつくり、地域住民を巻き込みながら各団体をつなげることで、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会づくりに努めます。
- 企業や団体の活動を、地域が求める支援などに結びつけることができるよう、情報提供の仕組みづくりや情報発信に取り組み、求める側、提供する側のマッチングを行っていきます。

基本施策6 福祉を担う人材の確保・育成

- 地域活動を継続していくため、市民に対する継続的な意識啓発の充実や、地域活動に関心を持つ方が参加しやすい仕組みやきっかけづくりなどの担い手の掘り起こしのための環境づくりを進めていきます。
- 地域で活動する人材を育成するために、「江別市民活動センター・あい」による活動団体に関する情報提供や相談支援のほか、ボランティアセンターの運営充実や周知に取り組んでいきます。



基本施策7

支えあい意識の醸成と環境づくり

- 子育てひろばや通いの場など子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所を充実させることで多様な交流機会を創出し、支えあい意識の醸成を図ります。
- 学校における総合的な学習の時間や、社会福祉協議会で実施しているワークキャンプなどの取組を活用し、若年期から地域福祉に触れる機会の充実を図ります。
- 大学の知的資源を活かし、地域課題に対する研究費助成や学生の地域活動支援などの事業を通じて、大学と地域の連携を促進していきます。

基本施策8

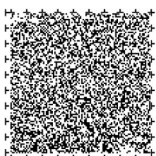
地域で生活し続けられる取組の推進

- 認知症や障がいなどを抱えた人が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、地域の見守りによる虐待の早期発見、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業や成年後見制度といった一連の権利擁護の体制整備を進めます。
- 犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく社会復帰できるよう、地域社会全体で課題を共有し、就労支援や住まいの確保をはじめとした孤立させない息の長い支援等を行うとともに、市民が安全で安心にらせる社会を実現するための活動を推進していきます。

基本施策9

安全・安心にらせる生活環境づくり

- 日常生活環境におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、だれもが必要な情報を適切な手段で得られるよう情報のバリアフリーの充実を図ります。
- 災害が起きた際に、地域で安全・安心にくらししていくために、災害時のさまざまな対応を迅速かつ的確に行えるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関との連携を進めていきます。



計画の推進に向けて

市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

- 市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自身がくらす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。
- 福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業やサービス内容の情報提供及び公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。
- 社会福祉協議会には、地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。
- 行政は、地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

計画の検証

- 計画の検証については、市が毎年度実施する地域福祉分野における市の事務事業評価によって各事業の進捗状況を把握するとともに、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、市民意識や活動実態の把握に努めていきます。
- 計画を着実に推進していくために、庁内の事務事業評価を毎年度実施するほか、計画見直し時（次期計画策定時）に、市民アンケート調査で各施策の市民評価を行います。毎年度実施する事務事業評価と市民評価を比較することで、市と市民との視点の違いなどを明らかにし、更なる計画の推進につなげていきます。

第5期江別市地域福祉計画 概要版 令和7(2025)年3月

発行 江別市
編集 江別市健康福祉部管理課
住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地
電話 011-381-1090
FAX 011-381-1070
ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

